

税 務 年 報

平 成 3 0 年 度

兵 庫 県 企 画 県 民 部 企 画 財 政 局 税 務 課

は し が き

平成 30 年度のわが国の経済状況は、輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、緩やかに回復しました。

また、本県の経済状況においても、個人消費が緩やかに持ち直し、企業の設備投資が高水準で推移する等、緩やかな回復基調が見られた一年となりました。

このような中、本県の平成 30 年度の県税決算額は、法人事業税が好調な企業業績を背景に増収となるとともに、円安による地方消費税の貨物割の増加により増収となったものの、個人県民税においては、株価低迷を受け、配当割・株式等譲渡所得割が減収となり、均等割・所得割が神戸市への税源移譲のため大幅な減収となったことから、前年対比 81 億円、2.1%減と前年度を下回りました。

平成 30 年度は、最終 2 カ年行財政構造改革推進方策(最終 2 カ年行革プラン)の最終年度にあたり、目標である「徴収歩合が全国平均を上回ること」の達成に向けて税収確保対策の充実・強化に積極的に取り組みました。具体的には、「兵庫県税収強化対策本部」を設置し、税収確保対策全般の進捗を管理するとともに、個人住民税においては、個人住民税等整理回収チームの市町派遣による滞納整理の実施、特別徴収の実施率向上を図る特別徴収一斉指定の実施、自動車税、法人事業税などにおいては現年度課税分の早期納税の促進や差押の実施等の徴収対策に努めました。

こうした取組の結果、県税全体の徴収歩合は前年度を 0.2 ポイント上回る 98.6% となり、全国平均を下回ったものの 8 年連続で前年度を上回りました。

関係各位のご協力により一定の成果が得られたことに対して、厚く御礼申し上げます。

この年報は、平成 30 年度の決算関係資料を中心に、税務運営の状況を取りまとめたものです。関係各位にご活用いただきますとともに、今後の税務行政の円滑な推進に一層のご理解とご協力を賜れば幸いに存じます。

令和 2 年 2 月

兵庫県税務課長 森下 二三哉

— 目 次 —

平成 30 年度税務運営方針	1
予算・決算に関する調(一般会計)	14
附表 一般会計歳入額と県税及び地方交付税収入との比較調	
(1)表1 県税収入額の税目別構成	15
(2)表2 県税収入額の県税事務所別構成	15
(3)表3 決算額の推移	16
(4)表4 徴収歩合の推移	17
(5)表5 収入未済額の推移	17
県税予算額調	18
都道府県別決算額調	19
市町別市町税及び市町交付金の状況	20

A 収入に関する調

1 県税及び地方譲与税決算額調	22
(1)税目別調	22
(2)平成 29 年度との比較	26
(3)県税事務所別調	27
2 県税に附随する税外収入額調	33
3 県税及び地方譲与税月別調定徴収額調	34
4 納期内納付(入)等徴収区分に関する調	42
5 滞納処分の状況	48
(1)差押財産の処理状況	48
(2)差押財産の公売状況	48
(3)搜索の実施状況	48
(4)タイヤロックの活用状況	49
6 個人住民税等の税収確保対策等に関する調	49
(1)個人住民税等整理回収チームの市町派遣	49
(2)地方税法第 48 条に基づく県直接徴収	49
(3)県・市町連携による徴収対策の強化	49
7 市町別個人県民税の状況	50

B 課税に関する調

1 個人県民税(均等割・所得割)に関する調	51
2 法人県民税に関する調	52

(1) 県民税額等に関する調	52
(2) 業種別及び分割基準別に関する調	54
3 県民税利子割に関する調	56
(1) 利子割額に関する調	56
(2) 利子割の特別徴収義務者等に関する調	56
4 配当割に関する調	57
5 株式等譲渡所得割に関する調	57
6 個人事業税に関する調	58
7 法人事業税に関する調	60
(1) 事業税額等に関する調	60
(2) 事業税額等に関する調(外形対象法人分)	62
(3) 法人の所得階層別に関する調	62
(4) 業種別及び分割基準別に関する調	64
(5) 業種別及び分割基準別に関する調(外形対象法人分)	66
8 不動産取得税に関する調	68
(1) 家屋に関する調	68
(2) 土地に関する調	72
9 県たばこ税に関する調	73
10 ゴルフ場利用税に関する調	74
11 自動車税に関する調	76
12 鉦区税に関する調	80
13 狩猟税に関する調	80
14 自動車取得税に関する調	82
(1) 新車に関する調	82
(2) 中古車に関する調	83
15 軽油引取税に関する調	84
(1) 軽油の引取数量等に関する調	84
(2) 課税免除措置の対象となる軽油に関する調	85
16 軽油抜取調査に関する調	86
17 超過課税に関する調	88
(1) 県民緑税	88
(2) 法人県民税	88
(3) 法人事業税	88
18 低開発地域工業開発促進法等に係る課税免除等に関する調	89
19 地方税に関する争訟に関する調	90
(1) 不服申立てに関する調	90
(2) 訴訟に関する調	90

20 犯則事件に関する調	91
--------------	----

C 税制及び税務機構等に関する調

1 平成 30 年度税制改正の概要	92
2 災害に伴う県税に係る課税の軽減措置	96
(1) 阪神・淡路大震災に伴う軽減措置	96
(2) 平成 21 年台風災害に伴う軽減措置	96
(3) 平成 23 年台風災害に伴う軽減措置	96
(4) 東日本大震災に伴う軽減措置	96
(5) 平成 26 年豪雨災害に伴う軽減措置	96
(6) 平成 28 年熊本地震に伴う軽減措置	96
(7) 平成 30 年豪雨災害に伴う軽減措置	96
(8) 平成 30 年台風 20 号・21 号災害に伴う軽減措置	96
3 納税方法の多様化	97
(1) コンビニ収納状況	97
(2) 口座振替状況	97
(3) クレジット収納状況	97
4 電子化の推進	97
(1) 自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の利用状況	97
(2) 法人二税電子申告システムの利用状況	97
5 県税制史	98
6 機構の沿革	100
7 税務に関する事務所等の機構に関する調	106
(1) 税務機構一覧表	106
(2) 県税事務所管轄区域一覧表	107
8 徴税費に関する調(本県及び類似府県の状況)	108
9 職員に関する調	110
(1) 税務課	110
(2) 県税事務所	110
10 表彰	110
(1) 納税功労者表彰	110
(2) 優良特別徴収義務者等知事感謝状	110
11 税務職員研修実施結果	111

平成 30 年度税務運営方針

県税は、県財政を支え、各般の施策を展開するための重要な自主財源であり、税務行政は、税収の最大限の確保を目標に、適正かつ円滑に運営しなければならない。

平成29年度の県税収入決算見込は、28年度前半の円高の影響を受け企業業績が悪化したため法人関係税が当初予算を下回ったものの、その後の景気の回復を受け地方消費税等が当初予算を上回り、全体では当初予算から増収となっている。平成30年度当初予算の県税収入は、企業業績の改善見通し等を踏まえ、総額7,232億円（前年度決算見込比99.9%）を計上し、これに地方法人特別譲与税を加えると8,049億円（前年度決算見込比100.7%）となっている。

また、徴収歩合については、平成29年度は前年度を上回る見込みである。しかしながら、全国平均を常に上回る状況には至っていない。

県財政は依然として厳しい状況が見込まれている中であって、県民ニーズに対応した施策を自らの責任で機動的に展開する必要がある。平成30年度は最終2カ年行革プランの最終年度にあたり、県税については、引き続き税務職員が一丸となり、全力を挙げて、税収確保の目標達成を目指して、収入の確保を図る必要がある。

そこで、平成30年度の税務運営に当たっては、「税収確保を確かなものとする税務行政の推進」「県民に信頼される税務行政の推進」「効率的・効果的な税務行政の推進」を基本方針として取り組む。

具体的には「平成30年度重点取組事項」に基づいて取組を進めることとし、最終2カ年行革プランでの新たな目標設定も踏まえ、次の3点を特に重点を置いて取り組む事項とする。

- 「組織的・計画的な徴収対策の強化」
- 「収入未済額の縮減」
- 「税務広報の実施」

また併せて、今後の税務行政の課題を見据えた対応についても着実に進める。

1 税収確保を確かなものとする税務行政の推進

<取組方針>

計画的かつ効果的な徴収対策を行い、以下の目標を達成することを目指して税収確保を図る。

- 徴収歩合が全国平均（平成30年度見込：98.4%）を上回ること。
- 収入未済額について、個人県民税を除いた額が少なくとも前年度を下回ること及び最終2カ年行革プランの目標である税源移譲の影響が平年度化した平成21年度（236億円）から平成30年度に半減以下（57%縮減）となる概ね100億円まで縮減すること。

<取組内容>

(1) 税収確保対策の着実な遂行

兵庫県・地域税収強化対策本部における進行管理を引き続き徹底し、「平成30年度税収確保対策の実施について」で示された枠組みに基づき、「平成30年度税収確保対策重点取組事項」を踏まえて策定した税収確保実施計画、調定・徴税計画等で設定した目標の達成に向け、業務の処理方針や処理期限、目標値を明確にして取り組むことにより、税収確保対策の成果を継続させる。

- 兵庫県税収強化対策本部員会議を原則毎月開催し、全県的な進行管理を徹底
- 各県税事務所においては、所長のリーダーシップの下で全所一丸となった計画的・効率的な賦課徴収を実施

(2) 課税調査の強化

早期かつ的確な課税資料の収集、厳正な税務調査の実施により、課税客体の捕捉の徹底と適正・迅速な課税に努める。

- 固定資産補充課税台帳の調査等に基づく未登記移転不動産の課税捕捉調査を実施
- 平成30年基準に対応した家屋評価システム（平成29年度不動産評価事務検討会作成）の活用等により効率的で適切な家屋評価を実施【新規】
- 個人事業税の課税対象外とした事業者に対する事業性再確認調査を徹底
- 平成30年度から実地調査対象法人の重点化等を行い、外形標準課税対象法人への調査を徹底

(3) 収入未済額の縮減

最終2カ年行革プランでの収入未済額の目標達成に向け、同プランの平成30年度実施計画では、収入未済額を14億円縮減し、平成30年度末で100億円を下回ることを目標として、以下の取組を進める。

- 「滞納整理ガイドライン」「滞納整理マネジメントマニュアル」「滞納整理支援システム」の活用による滞納処分等の計画的な推進を通じて収入未済額を縮減。特に、滞納件数の多い自動車税について重点的に実施
- 高額・困難滞納事案に対する過去3年間の最小を下回る滞納者数・滞納税額を目標とした進行管理を徹底
- 新規高額滞納事案に対し、所内の関係各課で連携を行い、督促状発付前の電話等により納付督促の取組を徹底
- 高額滞納に準ずる事案に対する優先順位を決めた処理を促進
- 納期限までに徴収猶予未申請のため滞納となっている不動産取得税の処理を促進
- 税の公平性を確保するため、確定延滞金の徴収を徹底

(4) 個人住民税の徴収対策の促進

県税未済額の8割超を占める個人県民税について、特別徴収の推進及び個人住民税等整理回収チームによる市町支援など、市町と連携の上、徴収対策の強化を図る。

- 給与所得者に係る特別徴収の実施率向上を図るため、今年度から特別徴収一斉指定を実施
- 「個人住民税等徴収確保推進会議」で策定した方針に基づき、市町と連携して、特別徴収義務者として指定したにもかかわらず特別徴収に応じない悪質な事業者に対し、滞納処分を前提とした指導を徹底【拡充】
- 個人住民税等整理回収チームによる市町の徴収事務マネジメント能力の向上、高額処理困難事案等の処理推進、各市町の実情を踏まえた現年分の滞納整理への支援を実施
- 個人住民税等整理回収チーム・派遣先市町と県税事務所との合同捜索等により滞納整理を促進
- 市町の実情等を踏まえ、平成31年度以降の個人住民税の市町支援の具体的な枠組を検討（情報交換の機会の充実、市町間での併任促進）

(5) 不正軽油対策の充実・強化

不正軽油は、正常軽油の流通を妨げ県税収入の減少をもたらすとともに、環境等にも悪影響を及ぼすことから、その撲滅に向け、不正軽油特別対策官を中心に取り組む。抜取調査等の取組とともに、悪質事案については告発も視野に精密検査を行うなど、断固とした姿勢で事案の解決を図る。

- 不正軽油製造等に悪用されないよう、消防法で届出が義務づけられている石油類の貯蔵施設を有する石油製品販売店等について消防署等の協力を得て把握し、未調査や長期間調査を行っていない施設を中心に調査を実施【新規】
- 納入地誤り等による誤申告を防止するため、特別徴収義務者等への指導の前提となる調査能力を強化

2 県民に信頼される税務行政の推進

<取組方針>

税務行政に対して広く県民から信頼と協力を得るため、税務職員一人ひとりが職責の重要性を自覚し、適正・公平な事務執行と服務規律の保持に努める。また、県民の納税意識の高揚を図るため、分かりやすい税務広報を行う。

<取組内容>

(1) 適正かつ公平な税務事務の推進

地方税法、県税条例等関係法規の趣旨・目的を十分理解し、事務処理要綱等に規定する基本的な事務処理を再確認した上で、行政対象暴力等にも毅然とした対応をとり、適正かつ公平な事務処理を推進する。

- 納税者に対しては、相手の立場を十分に理解した上で、根拠法令等を明確にし、課税内容等を十分説明するとともに、質問等に誠意を持って迅速かつ的確に対応し、説明責任を履行
- 税務職員としての守秘義務の遵守並びにマイナンバー（個人番号）が付された特定個人情報の適正な取扱いを徹底
- 行政不服審査法改正の趣旨（公正性の向上、使いやすさの向上等）を踏まえ、適切に審査請求制度を運用
- 「税務職員研修実施計画」「職場研修推進要領」に基づく各種研修の実施や税務行政に精通した職員の知識や経験の活用により、職務遂行能力の向上、関係法令等に基づく適切な事務処理を推進

(2) 税務システムのセキュリティ対策の実施

税務システムの適正かつ安全な運用を図るため、兵庫県情報セキュリティ対策指針等で定められたセキュリティポリシーの遵守、情報漏洩の防止に努めるほか、マイナンバーの適切な利用等を徹底する。

- 税務システムを総務省の自治体情報システム強靱性向上モデルに準じて構築したマイナンバー専用ネットワーク上で適切に運用し、マイナンバーや税務情報等の個人情報の漏えいを防止

(3) 税に対する県民理解の促進

県民の納税意識の高揚や納期内納付の推進と滞納の未然防止を図るため、「税務広報計画」に基づき、重要性や優先性を踏まえながら、県民に分かりやすく、親しみやすい税務広報を効果的・効率的に実施する。

- 平成30年度から一斉指定を行う個人住民税の特別徴収制度の周知・広報を徹底【拡充】
- 平成30年度税制改正の内容や、過年度の税制改正で30年度から適用となる事項等に関する広報や問い合わせ等に適切に対応
- 本県で実施している超過課税について、制度や充当事業の内容等に関する説明を徹底し、県民理解を促進
- 健全な納税意識のより一層の向上を図るため、関係機関と連携して租税教育を実施

3 効率的・効果的な税務行政の推進

<取組方針>

新税務システムを活用して事務処理のさらなる効率化を進めるとともに、県民サービスの向上につながる税環境の整備を推進する。

併せて、税務事務を担う人材の育成や職場の活性化を通じて、税務職員の士気向上を図り、効率的・効果的な事務処理を促進する。

<取組内容>

(1) 新税務システムの機能向上とシステムを活用した効率的な事務処理の推進

新税務システム稼動後の状況を踏まえて、その機能向上について、税務課と県税事務所が協力して取り組み、正確かつ効率的な事務処理、窓口業務を一層推進する。

- 適切なシステム処理を行うための改修項目の精査とシステム改修を実施
- 課税、管理、収税の各サブシステムの操作性の向上を図るための検討を実施（管理・運用業務の適正化、改善項目の整理等）
- 課税、管理、収税の円滑な連携により、事務を効率化

(2) 電子化の推進等による納税環境の整備

県民サービスの向上と効率的な事務処理に資するため、クレジット納税等の周知や電子申告等利用拡大の促進など、納税環境の整備を進める。

- Pay-easy（ペイジー）に対応したインターネットバンキングの利用可能金融機関を拡充
- コンビニ納税・クレジット納税・電子納税・Pay-easy（ペイジー）利用による納税等の多様な納税機会の提供に関する広報を実施
- 法人県民税・事業税の電子申告、自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）、インターネットによる自動車税住所変更手続等の利用促進に関する納税義務者への積極的な働きかけを実施

(3) 人材育成と職場の活性化

税務職員の士気向上を図り、効率的・効果的な事務処理を促進するため、税務事務を担う人材の育成や職場の活性化を推進する。

- 税務行政に精通した職員の知識や経験の継承、中堅職員の監督職への登用等により人材を育成
- 意欲的な取組等への顕彰等の実施

4 今後の税務行政の課題を見据えた対応

<取組方針>

税制改正などのうち平成31年度以降に施行される事項の準備や国等に対する税制改正要望など、将来の適正かつ効率的な事務執行やあるべき地方税体系の実現に向けて検討・対応を行う。

<取組内容>

(1) 新長田庁舎移転に向けた業務調整等の対応

平成31年度予定の神戸・西神戸県税事務所の新長田庁舎への円滑な移転・統合に向けた業務調整等を推進する。

- 合同研修など県・市の税務事務協力に関する検討を実施
- 事務所統合に伴う事務執行方法等の調整を実施
- 事務所統合に向けた税務システムの改修の準備を着実に実施【新規】
- 事務所移転・統合に係る県民・法人・関係団体等への効果的な周知方法の検討を実施【新規】

(2) 新たな税制に対する対応

税制改正のうち平成 31 年度以降に施行される事項等について、施行時に適正かつ効率的な事務が執行できるよう着実な準備を進める。

① 消費税・地方消費税率引上げに伴う税制改正事項への対応

- 消費税・地方消費税率 10%への引上げ及び軽減税率制度の導入に関する広報や問合せ等に適切に対応
- 自動車税・軽自動車税の環境性能割の円滑な導入に向け、事務の検討、市町との調整及び国等の動向を踏まえて税務システムの改修等を実施
- 法人県民税法人税割の税率引下げ及び地方法人税の税率引上げ、地方法人特別税の廃止及び法人事業税への復元に関する広報や問合せ等に適切に対応
- 地方法人課税の見直しに伴い創設される法人事業税交付金について、その算定基礎から超過課税分が除外されない場合の対応を検討【新規】

② 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設に向けた対応

- 国税である森林環境税(仮称)・森林環境譲与税(仮称)の影響を踏まえ、県民緑税(超過課税)の今後のあり方を検討【新規】

③ 法人県民税法人税割超過課税のあり方の検討

- 最終 2 カ年行革プラン等の検証に合わせた法人県民税法人税割超過課税(終期:平成 31 年 9 月)のあり方を検討【新規】

④ その他検討事項等への対応

- 平成31年 5 月の改元に向けた税務システム等の改修を着実に実施【新規】
- 課税調査について、さらなる効果的な調査手法の導入に向けた検討を実施
- 確定延滞金について、さらなる収入未済額の縮減に向けた効率的な執行方法を検討

(3) 新たな税制度を求める国への働きかけの強化

公平かつ効率的な徴収や、偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系の実現に向け、全国知事会、近畿ブロック知事会等と連携し、国に対して制度改正に向けた働きかけを強化する。

- 偏在性の大きい地方法人課税と偏在性の小さい消費税との税源交換など、偏在是正に向けた抜本改革の実施【新規】
- 東京圏から地方への人と企業の移動を促すための、法人税の地域別税率や個人住民税の地域別課税制度の導入
- 消費税及び地方消費税率 10%への確実な引上げと軽減税率導入に伴う代替税財源の確保
- 法人事業税における事業活動の実態を反映した分割基準の抜本的見直し及び法人事業税交付金算定基礎からの超過課税分の除外
- 自動車税の堅持及び自動車取得税が廃止され環境性能割が創設されることに伴う減収等に対する確実な財源措置
- ゴルフ場利用税の制度堅持と安定的な税収確保に向けた軽減措置の見直し
- 法人事業税付加価値割の算定における報酬給与額の算定方法の見直し【新規】

平成 30 年度税収確保対策の推進体制

1 兵庫県税収強化対策本部(本部長：企画県民部長)

- (1) 構成員：企画財政局長(副本部長)、県税事務所長、税収対策参事、税務課長(事務局長)
- (2) 役割：① 税収確保実施計画の基本方針の策定
② 地域税収強化対策本部による取組の進行管理
③ 個別のテーマを設定し、課税・徴収対策の取組の見直しを検討
④ 特定の課題について、必要に応じてプロジェクトチーム（PT）を設置して検討

2 地域税収強化対策本部(本部長：県民局長・県民センター長)

- (1) 構成員：県税事務所長、税収対策参事、副所長等の幹部職員
- (2) 役割：① 各地域の実情に応じた税収確保実施計画の策定
② 税収確保実施計画の進捗状況の管理

平成 30 年度重点取組事項

1 収税

(1) 組織的・計画的な徴収対策の強化 **最重点**

徴収計画の策定・進行管理を行うとともに、適宜、実施結果の評価・計画見直しを行い、効果的・効率的な処理を促進する。

① 徴収計画の策定と効果的・効率的な処理の促進

- 前年度の結果分析を踏まえ、効果的な徴収計画を策定
- 「滞納整理マネジメントマニュアル」に基づく管理監督者による効果的なマネジメントを実施
- 「滞納整理ガイドライン」及び「滞納整理支援システム」の活用により、担当ごとに重点的・計画的に取り組むべき対象・件数・期間等の具体的数値目標及び処理の困難度に応じた処理方針を策定し、事務処理を実施
- 県税事務所における全所体制やプロジェクトチームでの対応等により取組を推進

② 差押えと換価の促進

- 差押えから一定年度経過した事案等の処理を促進（配当見込等の確認による換価の可否・他の差押可能財産の調査等を実施し、換価、滞納処分等の執行停止等適切に対応）
- 担当職員 1 人当たりの差押・未済縮減目標件数等を設定

③ 税収確保重点月間等の取組

- 税収確保重点月間（12 月）を中心とした重点的な取組（搜索やタイヤロックを活用した自動車の差押え、インターネット公売等）を実施
- 県下市町への同時期の重点月間等の設定の働きかけにより県・市町共同の取組を実施
- ホームページ・ポスター等により全県的な広報を実施

(2) 収入未済額の縮減 **最重点**

平成30年度末の収入未済額約100億円という最終2カ年行革プランの平成30年度実施計画目標を達成するため、「滞納整理ガイドライン」「滞納整理マネジメントマニュアル」「滞納整理支援システム」を活用し、組織的かつ早期の事務処理を進め、滞納繰越額の縮減及び翌年度繰越の発生防止に努める。

① 督促・催告の強化

- 滞納者に強いインパクトを与える現年分の督促（全税目）及び定期催告（自動車税）を実施（チラシの同封・目立つ色紙の採用、「財産調査」・「差押え」文字の強調等）
- 現年分の個人事業税（定期課税分）について県下一斉の文書・電話催告を実施
- 繰越分における効果的な督促・催告を実施
- 新規高額滞納分の早期処理を図るために、所内の関係各課で連携を行い、督促状発付前の電話等による納付督促を徹底

② 効率的・適切な滞納整理の促進

- 滞納整理支援システムを活用した適時・的確な財産調査及び滞納処分を実施
- 金融機関に対する全支店一括の預金照会等を活用した効率的な財産調査を実施
- より換価価値の高い新たな債権について、全県的な情報共有を実施【新規】
- 取立てに長期間を要する債権以外の差押財産がない場合に、当該債権を除いた残税額の滞納処分を一部停止
- 融資などの反対債権と相殺される可能性のある預貯金等について、反対債権のない預貯金等と同様の差押えを実施
- 統一的な基準に基づき、即時不納欠損処理を円滑に実施【新規】

③ 自動車税の徴収対策の強化

- 一定年度経過した繰越分の集中的滞納整理を実施（全所体制による効率的な財産調査を実施の上、差押え、滞納処分の執行停止等適切な対応）
- 抹消・転出、県内移転等に対する優先的な取組による処理の促進を現年滞納分にも拡充
- 税務課自動車税特別対策班による電話督促を実施
- 年5回（8月、10月、12月、1月及び3月）の現年分の催告、年4回（8月、10月、12月及び3月）の繰越分の催告を効果的に実施。これらの催告は原則として行いつつ、その他、事務所の実情に応じて実施【拡充】

(3) 高額・困難滞納事案の重点処理

過去3年間の最小の滞納者数・滞納税額を下回るよう計画的な処理を促進する。

- 事案の困難度・緊急度を勘案し、優先順位、対応方法（プロジェクトチームによる対応等）及び処理方針を個別・具体的に策定し、進行を管理
- 高額滞納に準ずる事案（県税事務所で基準額を決定）に対し処理方針を策定し、進行を管理
- 納期限までに徴収猶予未申請のため滞納となっている不動産取得税の処理を促進

(4) 確定延滞金の徴収強化

税の公平性を確保する観点から、確定延滞金の徴収強化に取り組む。

- 延滞金を先送りにしない納税交渉を徹底
- 年2回（11月・2月）の一斉催告を徹底
- 高額延滞金（1人当たり50万円以上）を本税に準じて滞納整理し、進行を管理

(5) 個人住民税の徴収対策の促進

① 給与所得者からの特別徴収の徹底

市町と連携を図り、「個人住民税等徴収確保推進会議」において方針を策定し、県税徴収歩合の引上げを目指す。

- 特別徴収の実施率向上のため、関係団体への協力依頼等の取組を推進
- 市町と連携して、特別徴収義務者として指定したにもかかわらず特別徴収に応じない悪質な事業者に対し、滞納処分を前提とした指導を徹底【拡充】
- 市町が行う課税捕捉の拡大に向けた取組を支援

② 個人住民税等整理回収チームによる市町支援等

個人住民税等整理回収チームを市町に派遣し、高額処理困難事案を中心に徴収事務マネジメント指導等を行い、市町の徴収能力・自己解決能力向上を図るとともに、共同で滞納整理を実施する。

- 市町の処理困難事案、特殊事案等の状況を踏まえて、希望市町に幅広く派遣
- 個人住民税等整理回収チームにより、市町の徴収事務マネジメント能力の向上、高額処理困難事案等の処理推進及び各市町の状況に応じた現年分の滞納処理案件への早期着手等を実務や研修を通じて支援
- 個人住民税等整理回収チーム・派遣先市町と県税事務所との合同捜索等により滞納整理を促進
- 市町の実情等を踏まえ、平成 31 年度以降の個人住民税の市町支援の枠組を検討（情報交換の機会の充実、市町間での併任の促進）

③ 市町と連携した取組の推進

- 県民局単位の地域別会議での協議を踏まえ、管内市町との共同催告、共同呼出徴収、合同捜索、合同公売等を積極的に推進
- 市町職員の徴収能力の向上を目的とする地域別研修を実施

2 管理

(1) 管理事務の適正かつ円滑な執行

収納・還付事務、簿冊管理など管理事務の適正な執行及び納税者へのサービスの向上に努める。

- 事務処理要綱、法人二税還付加算金計算マニュアル等の統一的な指針に基づき適正に事務を執行
- 納税証明書発行等、来庁者に対し適正・的確・迅速・丁寧・公平に対応
- 多様な納税方法に対応（Pay-easy（ペイジー）に対応したインターネットバンキングの利用可能金融機関の拡充）

(2) 自動車税納付確認システムの周知と利用促進

- 自動車税納付確認システムの利用促進に向けた周知及び制度変更の問い合わせ、電話等での納税状況確認に対し適切に対応

3 個人県民税

(1) 定期調査の強化

市町に対して実施する定期調査においては、課税の網羅性・正確性、減免の妥当性、報告書類の的確性の向上を図る観点等から調査を行う。

- 未申告・不達納税通知書への対応、制度変更時の対応状況等に係る課税確認調査を実施
- 減免要件、添付資料の状況等の減免確認調査を実施
- 収入未済額の縮減を図るため、高額滞納案件等の確認調査を実施

4 個人事業税

(1) 適正課税のための取組の推進

- 不動産貸付業及び駐車場業について認定基準を若干下回るものや認定基準を満たさないが所得金額が大きいものを抽出し、現地調査等を実施
- 個人事業税の課税対象外とした事業者に対する事業性再確認調査を徹底

(2) 納期内納付督促

納期内納付を推進するため、納期限の周知及び納期内納付督促を積極的に行う。

- 確定申告期の納税相談時における広報を実施
- 税額が一定以上のものであるものに対する納税通知書・納付書の交付送達、電話連絡等を実施
- 新規納税者等を対象とした口座振替制度の利用を勧奨
- 定期課税1、2期納付書の同時送付により早期納付を促進

5 法人県民税・事業税

(1) 外形標準課税対象法人への調査の強化

県税事務所と外形標準課税調査課の連携の下、これまでに実施した調査の実績を踏まえ、平成30年度から実地調査対象法人の重点化等を行い、外形標準課税対象法人への調査を徹底する。

- 付加価値額、分割基準、資本金等の額に係る書面確認調査を計画的に実施
- 大規模法人、修正申告指導実績のある法人を優先した効率的な実地調査を実施（神戸県税事務所外形標準課税調査課）

(2) 適正課税に向けた取組の推進等

- 市町の許可データ（食品衛生）、外部データ等を活用した法人の事務所・事業所の認定調査を実施
- 法人税を電子申告している法人のうち、法人県民税・事業税を電子申告していない法人に対し、国、市町、関係団体等と連携した積極的な広報を実施（チラシの配布、各種会議での呼び掛け等）
- 法人担当者掲示板を活用し支店捕捉情報の相互提供を実施

6 不動産取得税

(1) 家屋評価の適切な実施【新規】

- 平成30年基準に対応した家屋評価システム（平成29年度不動産評価事務検討会作成）の活用等により効率的で適切な家屋評価を実施

(2) 適正課税に向けた取組の推進等

- 未登記移転不動産（固定資産補充課税台帳、土地区画整理事業の保留地等）の調査により、積極的に課税対象を捕捉
- 大規模不動産や評価困難不動産の早期評価、早期課税を促進
- 市町との連携（県評価分の評価内容の説明や市町職員に対する研修の支援等）を通じた評価分担の見直し（市町による一定規模の非木造評価等）に対する働きかけ
- 税額が一定以上のものに対する課税予告文書の送付・電話連絡等による納期内納付を推進

7 ゴルフ場利用税

(1) 課税標準等調査の実施及びゴルフ場利用税の理解促進に向けた取組

課税標準等の調査を実施するとともに、関係市町と連携し、ゴルフ場利用税の趣旨及び重要性についての理解の促進に取り組む。

- 適正申告を確保するための等級決定の基となる利用料金の設定や非課税者の取扱状況等に係る特別徴収義務者への調査及び指導を徹底
- 特別徴収義務者やゴルフ場利用者に対するゴルフ場利用税の趣旨や必要性に関する広報を実施
- ゴルフ場利用税の堅持に向け関係市町と連携して国や関係団体等に働きかけ

8 軽油引取税

(1) 軽油抜取調査等の推進

抜取調査の実施場所について、路上、重点業者を中心とした販売店・大口需要家等の事業所、県発注の公共工事現場から選定することにより、課税客体の効果的な捕捉と不正軽油の撲滅に努める。また、後を絶たない悪質事案については、告発を視野に精密検査を行うなど、断固とした姿勢で事案の解決を図る。

- 不正軽油の使用等が判明した場合に、当該使用者に対し不買指導及び流通経路確認を実施
- 神戸県税事務所軽油調査課との調査協力により、不正軽油追跡調査等困難事案の処理を促進
- 納入地誤り等による誤申告を防止するため、特別徴収義務者等への指導の前提となる調査能力を強化
- 不正軽油の悪質・広域事案に対し、神戸県税事務所軽油調査課が中心となり、告発を視野に入れた調査を強力に実施

(2) 軽油等貯蔵設備の完全捕捉と調査【新規】

- 不正軽油製造等に悪用されないよう、消防法で届出が義務づけられている石油類の貯蔵施設を有する石油製品販売店等について消防署等の協力を得て把握し、未調査や長期間調査を行っていない施設を中心に調査を実施

(3) 不正軽油ホットライン等を活用した情報収集等の取組の推進

不正軽油特別対策官を中心に情報の一元化を図るなど、効果的・効率的な情報収集等を推進する。

- 兵庫県不正軽油対策協議会、不正軽油ホットライン等を活用して情報を収集
- 近畿府県と連携した情報交換や共同調査等の広域対策を実施
- 稼働停止後の軽油密造関連施設の再稼働防止に向けた定期的な監視を実施
- 環境月間に合わせて実施する路上軽油抜取調査強化月間（6月）及び全国統一で実施する不正軽油追放強調月間（10月）等について、積極的な広報を展開

9 自動車取得税・自動車税

(1) 課税事務の適正化

- 納税義務者の住所変更を適切に反映した納税通知書を送達

(2) 納期内納付の啓発

- クレジット納税など納税手段の拡大を踏まえた全県一斉啓発キャンペーン等の広報及びポスター・チラシ、横断幕・懸垂幕、電光掲示板等を活用した効果的・効率的な啓発活動を実施

(3) 障害者減免制度の適正な運用

減免制度の適正な運用に努める。

- 所内協力体制の構築等により、事務集中期の円滑な申請受付及び認定を実施
- 県税事務所窓口及び関係機関における申請手続案内等の広報を実施
- 減免照会はがき、住基ネット調査等により、減免要件確認調査を実施

(4) 自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）の利用促進

- 利用者の利便性向上と事務の効率化を図るためのOSSの利用促進の周知を継続

10 システム

(1) 新税務システムの機能向上とシステムを活用した効率的な事務処理の推進

新税務システム稼働後の状況を踏まえ、その機能向上について、税務課と県税事務所が協力して取り組み、正確かつ効率的な事務処理、窓口業務を一層推進する。

- 適切なシステム処理を行うための改修項目の精査及びシステム改修を実施
- 課税、管理、収税の各サブシステムの操作性向上に向けた検討を実施（管理・運用業務の適正化、改善項目の整理等）
- 課税、管理、収税の円滑な連携により事務を効率化

(2) 税務システムのセキュリティ対策の実施

税務システムの適正かつ安全な運用を図るため、兵庫県情報セキュリティ対策指針等で定められたセキュリティポリシーの遵守、情報漏洩の防止に努めるほか、マイナンバーの適切な利用等を徹底する。

- 税務システムを総務省の自治体情報システム強靱性向上モデルに準じて構築したマイナンバー専用ネットワーク上で適切に運用し、マイナンバーや税務情報等の個人情報の漏えいを防止
- パスワードの一括変更等システム上のセキュリティ対策を実施
- 会議・研修等の機会を捉えたセキュリティ教育を実施

11 人材育成

(1) 研修の実施

「税務職員研修実施計画」「職場研修推進要領」に基づき各種の研修を実施し、関係法令等に基づく適切な事務執行と効果的・効率的な事務処理に取り組む。

- 基礎・応用研修等の全県的研修（税務課）及び地域の実情に応じた研修（県税事務所）を実施
- 要綱・マニュアル・個別通達が体系的に閲覧できる税務事務データベースの活用を促進
- より高度な知識・判断能力の涵養するため、実務的な研修、簿記研修、中堅職員研修、自治大学校等への派遣研修を実施
- 実務を通じた効果的な人材育成を推進するため、職場内OJT、ベテラン職員からの知識・経験の継承、計画的なジョブローテーション等を推進

12 情報共有 **【新規】**

(1) 事務所間等の情報共有の促進

情報交換の場を設定して、課税・徴収対策の取組に関する事務所間等の情報共有を促進することにより、効果的な税収確保対策に取り組む。

- 税収強化対策本部会議をはじめ、所長会議や副所長会議、課長会議、担当者会議等各種会議の活用
- プロジェクト掲示板の活用

13 税務広報

(1) 税務広報の実施 **最重点**

県民の納税意識の高揚や納期内納付の推進と滞納の未然防止を図るため、「税務広報計画」に基づき、簡潔な表記の採用や視覚に訴える広報物の作成、県ホームページの積極的な活用等により、県民に分かりやすく、親しみやすい税務広報を効果的・効率的に実施する。

- 平成30年度から一斉指定を行う個人住民税の特別徴収制度の周知・広報を徹底 **【拡充】**
- 平成30年度税制改正の内容や、過年度の税制改正で30年度から適用となる事項等に関する広報や問い合わせ等に適切に対応
- 本県で実施している超過課税について、制度や充当事業の内容等に関する説明を徹底し、県民理解を促進
- 関係機関と連携した健全な納税意識のより一層の向上を図るため、租税教育を実施

14 今後の税務行政の課題を見据えた対応

(1) 新長田庁舎移転に向けた業務調整等の対応

平成31年度予定の神戸・西神戸県税事務所の新長田庁舎への円滑な移転・統合に向けた業務調整等を推進する。

- 合同研修など県・市の税務事務協力に関する検討を実施
- 事務所統合に伴う事務執行方法等の調整を実施
- 事務所統合に向けた税務システムの改修の準備を着実に実施 **【新規】**
- 事務所移転・統合に係る法人・県民・関係団体等への効果的な周知方法の検討を実施 **【新規】**

(2) 新たな税制に対する対応

税制改正のうち平成 31 年度以降に施行される事項等について、施行時に適正かつ効率的な事務が執行できるよう着実な準備を進める。

① 消費税・地方消費税引上げに伴う税制改正事項への対応

- 消費税・地方消費税 10%への引上げ及び軽減税率制度の導入に関する広報や問合せ等に適切に対応
- 自動車税・軽自動車税の環境性能割の円滑な導入に向け、事務の検討、市町との調整及び国等の動向を踏まえて税務システムの改修等を実施
- 法人県民税法人税割の税率引下げ及び地方法人税の税率引上げ、地方法人特別税の廃止及び法人事業税への復元に関する広報や問合せ等に適切に対応
- 地方法人課税の見直しに伴い創設される法人事業税交付金について、その算定基礎から超過課税分が除外されない場合の対応を検討【新規】

② 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設に向けた対応

- 国税である森林環境税(仮称)・森林環境譲与税(仮称)の影響を踏まえ、県民緑税(超過課税)の今後のあり方を検討【新規】

③ 法人県民税法人税割超過課税のあり方の検討

- 最終 2 カ年行革プラン等の検証に合わせた法人県民税法人税割超過課税(終期:平成 31 年 9 月)のあり方を検討【新規】

④ その他検討事項等への対応

- 平成31年5月の改元に向けた税務システム等の改修を着実に実施【新規】
- 課税調査について、さらなる効果的な調査手法の導入に向けた検討を実施
- 確定延滞金について、さらなる収入未済額の縮減に向けた効率的な執行方法を検討

予算・決算に関する調(平成30年度一般会計)

(単位:千円・%)

歳 入				歳 出			
科目	予算額	決算額	構成比	科目	予算額	決算額	構成比
1 県税	717,164,709	714,765,531	39.9	1 議会費	2,537,791	2,384,898	0.1
2 地方譲与税	90,202,512	90,197,063	5.0	2 総務費	224,424,835	214,823,585	12.0
3 地方特例交付金	2,499,781	2,499,781	0.2	3 民生費	311,692,904	306,732,351	17.2
4 地方交付税	292,580,848	292,783,721	16.3	4 衛生費	59,640,833	58,652,752	3.3
5 交通安全対策特別交付金	1,624,000	1,367,320	0.1	5 労働費	3,814,808	3,598,278	0.2
6 分担金及び負担金	6,673,680	5,863,389	0.3	6 農林水産費	104,859,752	85,087,465	4.8
7 使用料及び手数料	21,225,830	21,220,381	1.2	7 商工費	171,592,802	171,282,016	9.6
8 国庫支出金	206,791,795	160,943,974	9.0	8 土木費	213,548,271	153,117,826	8.6
9 財産収入	2,530,512	2,289,538	0.1	9 警察費	138,192,748	137,744,785	7.7
10 寄附金	233,053	388,016	0.0	10 教育費	378,893,087	373,407,343	20.9
11 繰入金	45,187,268	43,241,686	2.4	11 災害復旧費	29,919,847	14,816,327	0.8
12 繰越金	7,425,889	7,425,888	0.4	12 公債費	264,693,173	264,488,639	14.8
13 諸収入	215,280,376	215,715,080	12.0	13 予備費	467,102	0	0.0
14 県債	294,857,700	233,882,400	13.1				
計	1,904,277,953	1,792,583,768	100.0	計	1,904,277,953	1,786,136,265	100.0

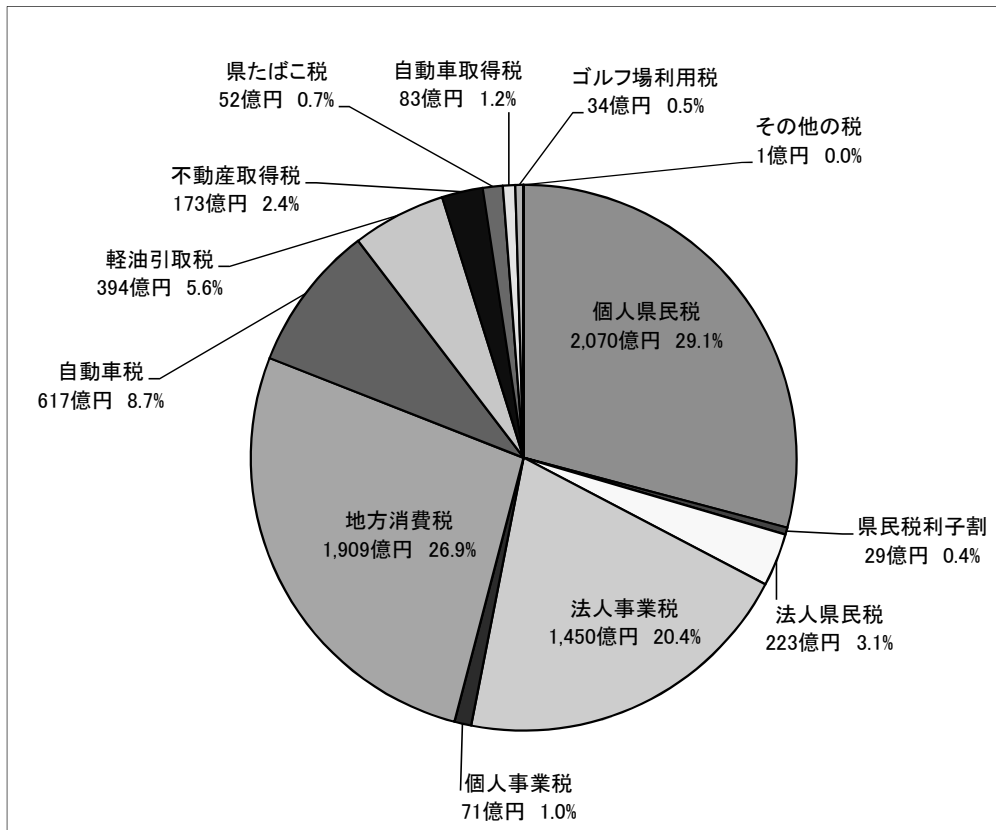
附表 一般会計歳入額と県税及び地方交付税収入との比較調

(単位:千円・%)

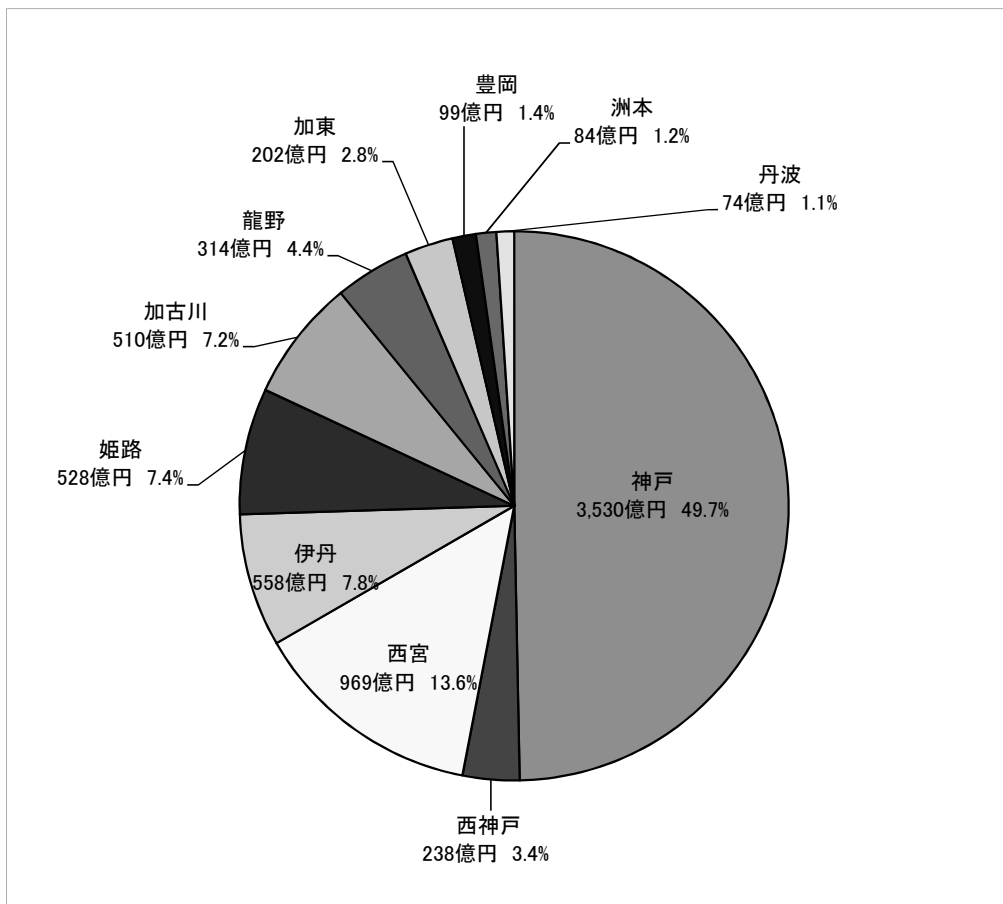
区分	一般会計歳入額 A	県税決算額 B	地方交付税額 C	計 B+C D	$\frac{B}{A}$	$\frac{D}{A}$
平成26年度	1,899,198,641	630,108,167	(465,290,108) 303,130,808	933,238,975	33.2	49.1
平成27年度	1,914,854,851	715,579,871	(427,606,449) 303,131,149	1,018,711,020	37.4	53.2
平成28年度	1,903,784,224	706,867,613	(414,293,560) 309,403,160	1,016,270,773	37.1	53.4
平成29年度	1,856,931,033	723,658,908	(406,388,005) 300,319,605	1,023,978,513	39.0	55.1
平成30年度	1,792,583,768	714,765,531	(397,013,621) 292,783,721	1,007,549,252	39.9	56.2

(注) ()書きは、臨時財政対策債を含む額

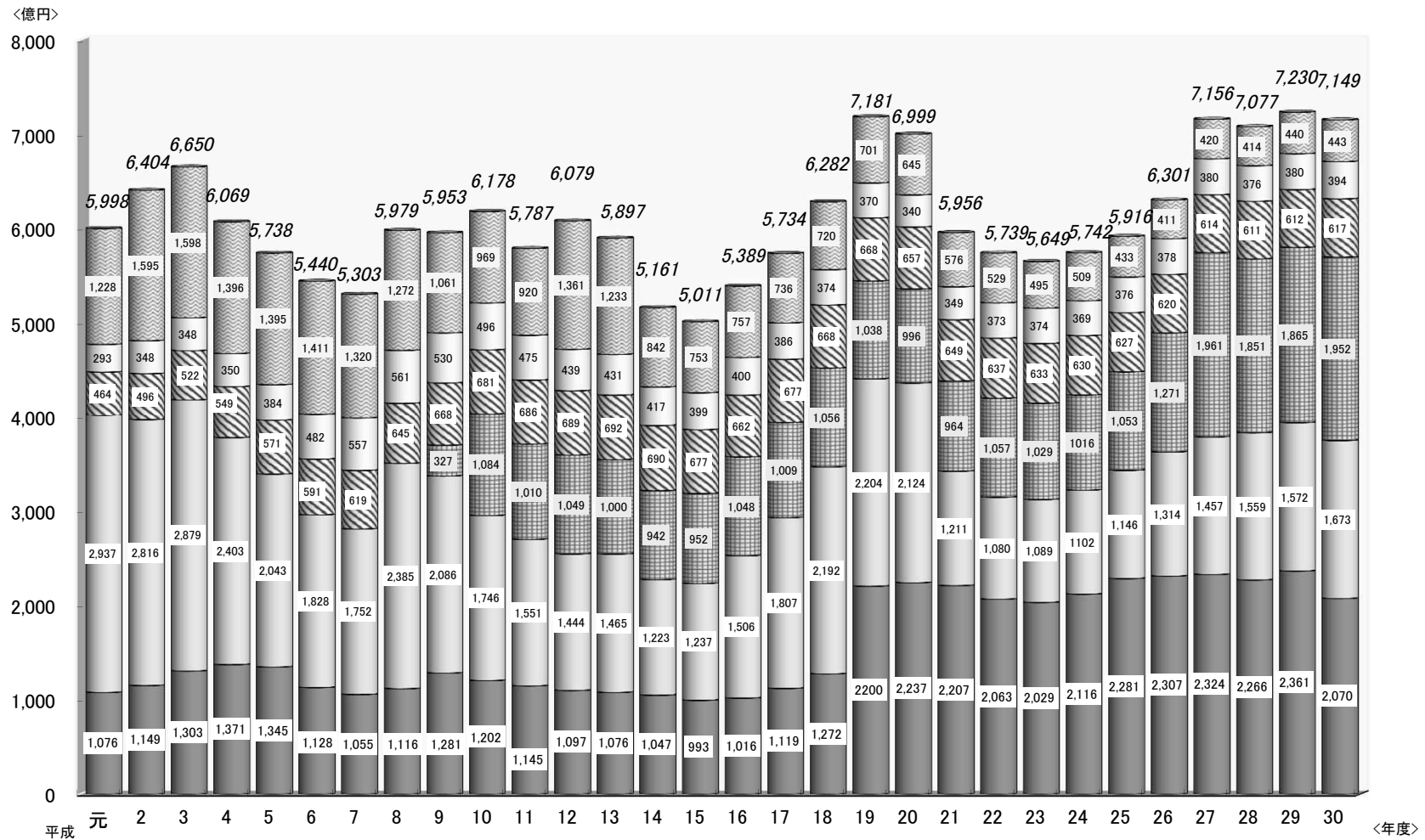
(1) 表1 県税収入額の税目別構成 (平成30年度)



(2) 表2 県税収入額の県税事務所別構成 (平成30年度)



(3)表3 決算額の推移



※地方消費税は清算後の額を計上

□個人県民税 □法人関係税 □地方消費税 □自動車税 □軽油引取税 □その他 □合計

(4)表4 徴収歩合の推移

(単位:%)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対前年度 増減
県 税 合 計		97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	0.2
主 な 税 目	個 人 県 民 税	94.1	94.6	95.2	95.5	96.1	96.1	0.0
	法 人 関 係 税	99.5	99.6	99.7	99.7	99.8	99.9	0.1
	自 動 車 税	97.1	97.6	98.0	98.3	98.5	98.7	0.2
	軽 油 引 取 税	99.3	99.4	99.4	99.7	99.7	99.7	0.0
	不 動 産 取 得 税	92.9	95.4	95.8	96.8	97.5	96.4	▲ 1.1
	個 人 事 業 税	94.3	95.5	96.4	97.0	97.5	97.7	0.2
参 考	全国平均	96.9	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	0.2
	全国平均との差	0.1	0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	0.0

(5)表5 収入未済額の推移

(単位:百万円)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対前年度 増減
県 税 合 計		16,867	14,963	13,343	11,844	10,678	9,394	▲1,284
主 な 税 目	個 人 県 民 税	13,203	11,941	10,761	9,779	8,903	7,652	▲1,251
	自 動 車 税	1,680	1,344	1,121	948	832	718	▲114
	不 動 産 取 得 税	874	726	627	504	401	577	176
	法 人 関 係 税	475	443	388	316	282	101	▲1
	軽 油 引 取 税	273	233	218	102	102	195	▲87
	そ の 他 の 税	362	276	228	195	158	151	▲7
(参考)法定徴収猶予分・個人 県民税を除く収入未済額		3,304	2,729	2,505	1,999	1,757	1,722	▲35

県税予算額調

(単位:千円・%)

税目		当初予算額			2月補正額		最終予算額		
		調定額	収入額	徴収歩合	調定額	収入額	調定額	収入額	徴収歩合
県税合計	現	723,215,000	719,990,000	99.6	△ 6,139,359	△ 6,076,051	717,075,641	713,913,949	99.6
	繰	11,261,000	3,210,000	28.5	△ 635,934	40,760	10,625,066	3,250,760	30.6
	計	734,476,000	723,200,000	98.5	△ 6,775,293	△ 6,035,291	727,700,707	717,164,709	98.6
県民税	現	242,497,000	240,130,000	99.0	△ 9,771,050	△ 9,481,066	232,725,950	230,648,934	99.1
	繰	9,301,000	2,369,000	25.5	△ 332,939	196,094	8,968,061	2,565,094	28.6
	計	251,798,000	242,499,000	96.3	△ 10,103,989	△ 9,284,972	241,694,011	233,214,028	96.5
個人	現	216,977,000	214,657,000	98.9	△ 10,692,710	△ 10,402,927	206,284,290	204,254,073	99.0
	繰	9,215,000	2,341,000	25.4	△ 314,307	199,432	8,900,693	2,540,432	28.5
	計	226,192,000	216,998,000	95.9	△ 11,007,017	△ 10,203,495	215,184,983	206,794,505	96.5
法人	現	23,506,000	23,459,000	99.8	△ 106,413	△ 106,212	23,399,587	23,352,788	99.8
	繰	86,000	28,000	32.6	△ 18,632	△ 3,338	67,368	24,662	36.6
	計	23,592,000	23,487,000	99.6	△ 125,045	△ 109,550	23,466,955	23,377,450	99.6
利子割	現	2,014,000	2,014,000	100.0	1,028,073	1,028,073	3,042,073	3,042,073	100.0
	繰								
	計	2,014,000	2,014,000	100.0	1,028,073	1,028,073	3,042,073	3,042,073	100.0
事業税	現	149,713,000	149,507,000	99.9	4,139,308	4,134,354	153,852,308	153,641,354	99.9
	繰	378,000	112,000	29.6	△ 11,634	78,189	366,366	190,189	51.9
	計	150,091,000	149,619,000	99.7	4,127,674	4,212,543	154,218,674	153,831,543	99.7
個人	現	7,147,000	7,083,000	99.1	△ 9,190	△ 9,430	7,137,810	7,073,570	99.1
	繰	174,000	56,000	32.2	△ 16,312	3,062	157,688	59,062	37.5
	計	7,321,000	7,139,000	97.5	△ 25,502	△ 6,368	7,295,498	7,132,632	97.8
法人	現	142,566,000	142,424,000	99.9	4,148,498	4,143,784	146,714,498	146,567,784	99.9
	繰	204,000	56,000	27.5	4,678	75,127	208,678	131,127	62.8
	計	142,770,000	142,480,000	99.8	4,153,176	4,218,911	146,923,176	146,698,911	99.8
地方消費税	現	199,484,000	199,484,000	100.0	△ 4,463,978	△ 4,463,978	195,020,022	195,020,022	100.0
	繰								
	計	199,484,000	199,484,000	100.0	△ 4,463,978	△ 4,463,978	195,020,022	195,020,022	100.0
不動産取得税	現	16,924,000	16,704,000	98.7	446,646	162,897	17,370,646	16,866,897	97.1
	繰	403,000	153,000	38.0	△ 32,613	△ 35,639	370,387	117,361	31.7
	計	17,327,000	16,857,000	97.3	414,033	127,258	17,741,033	16,984,258	95.7
県たばこ税	現	5,291,000	5,291,000	100.0	△ 80,015	△ 80,015	5,210,985	5,210,985	100.0
	繰								
	計	5,291,000	5,291,000	100.0	△ 80,015	△ 80,015	5,210,985	5,210,985	100.0
ゴルフ場利用税	現	3,455,000	3,455,000	100.0	△ 72,918	△ 72,918	3,382,082	3,382,082	100.0
	繰	1,000	1,000	100.0	△ 1,000	△ 1,000			
	計	3,456,000	3,456,000	100.0	△ 73,918	△ 73,918	3,382,082	3,382,082	100.0
自動車取得税	現	7,401,000	7,401,000	100.0	922,234	922,234	8,323,234	8,323,234	100.0
	繰								
	計	7,401,000	7,401,000	100.0	922,234	922,234	8,323,234	8,323,234	100.0
軽油引取税	現	36,693,000	36,693,000	100.0	2,788,340	2,788,340	39,481,340	39,481,340	100.0
	繰	327,000	227,000	69.4	△ 224,943	△ 226,047	102,057	953	0.9
	計	37,020,000	36,920,000	99.7	2,563,397	2,562,293	39,583,397	39,482,293	99.7
自動車税	現	61,711,000	61,279,000	99.3	△ 48,908	13,119	61,662,092	61,292,119	99.4
	繰	850,000	347,000	40.8	△ 31,858	30,163	818,142	377,163	46.1
	計	62,561,000	61,626,000	98.5	△ 80,766	43,282	62,480,234	61,669,282	98.7
鉦区税	現	10,000	10,000	100.0	514	514	10,514	10,514	100.0
	繰	1,000	1,000	100.0	△ 1,000	△ 1,000			
	計	11,000	11,000	100.0	△ 486	△ 486	10,514	10,514	100.0
固定資産税	現								
	繰								
	計								
狩猟税	現	36,000	36,000	100.0	468	468	36,468	36,468	100.0
	繰								
	計	36,000	36,000	100.0	468	468	36,468	36,468	100.0
旧法による税	現				53		53		
	繰				53		53		
	計				53		53		
特別地方消費税	現				53		53		
	繰				53		53		
	計				53		53		
軽油引取税	現								
	繰								
	計								
法人関係税	現	166,072,000	165,883,000	99.9	4,042,085	4,037,572	170,114,085	169,920,572	99.9
	繰	290,000	84,000	29.0	△ 13,954	71,789	276,046	155,789	56.4
	計	166,362,000	165,967,000	99.8	4,028,131	4,109,361	170,390,131	170,076,361	99.8
その他の税	現	557,143,000	554,107,000	99.5	△ 10,181,444	△ 10,113,623	546,961,556	543,993,377	99.5
	繰	10,971,000	3,126,000	28.5	△ 621,980	△ 31,029	10,349,020	3,094,971	29.9
	計	568,114,000	557,233,000	98.1	△ 10,803,424	△ 10,144,652	557,310,576	547,088,348	98.2

※平成21年度から、地方消費税は清算後ベースで予算計上している。

都道府県別決算額調

(単位：千円、%)

区 分	調 定 額 (A)	収入済額 (B)							徴収歩合
			個人県民税	法人関係税	地方消費税	自動車税	軽油引取税	(B) (A)	
1 北 海 道	604,914,007	595,428,159	143,797,845	135,897,397	136,877,028	76,874,160	58,788,504	98.4	
2 青 森	144,854,136	142,930,479	34,405,118	28,003,321	22,648,867	16,664,550	13,823,179	98.7	
3 岩 手	136,049,350	134,226,826	36,791,689	32,625,660	21,768,590	17,853,293	17,193,190	98.7	
4 宮 城	302,596,885	299,032,794	64,820,524	87,361,500	68,791,488	33,269,685	27,043,237	98.8	
5 秋 田	93,612,593	92,415,897	26,384,630	21,237,915	15,741,792	13,642,182	9,541,680	98.7	
6 山 形	112,999,118	111,682,392	32,603,650	25,540,948	20,660,359	16,114,257	9,728,296	98.8	
7 福 島	243,256,946	238,888,731	62,571,905	66,561,272	38,016,437	30,671,766	24,136,557	98.2	
8 茨 城	388,201,305	382,972,298	110,824,576	97,305,033	68,521,490	50,498,125	32,799,317	98.7	
9 栃 木	252,576,604	248,853,152	74,239,583	66,125,809	34,714,213	35,183,881	22,150,218	98.5	
10 群 馬	252,470,811	248,573,382	71,496,602	68,113,935	41,260,942	34,352,498	17,498,352	98.5	
11 埼 玉	782,774,606	768,576,451	291,020,339	167,292,250	117,529,586	85,758,314	51,003,449	98.2	
12 千 葉	1,002,161,477	984,657,252	264,872,179	162,936,241	393,206,487	74,960,234	39,999,564	98.3	
13 東 京	4,127,153,352	4,088,293,260	929,785,625	1,343,257,186	1,486,353,077	104,907,817	40,112,606	99.1	
14 神 奈 川	1,168,560,176	1,152,816,197	350,380,752	307,764,594	287,216,330	91,783,316	40,817,914	98.7	
15 新 潟	263,172,693	260,723,964	60,042,887	68,424,765	59,110,218	31,816,624	23,670,731	99.1	
16 富 山	143,290,365	140,933,813	39,812,684	35,182,280	30,418,180	17,055,700	11,319,963	98.4	
17 石 川	157,405,492	155,022,856	42,822,863	42,339,184	31,936,935	17,705,341	10,397,580	98.5	
18 福 井	119,467,967	118,096,865	28,622,664	31,622,797	19,403,954	12,129,722	8,417,105	98.9	
19 山 梨	98,301,541	97,030,882	29,852,370	29,015,681	11,762,431	12,919,677	7,319,415	98.7	
20 長 野	237,698,982	235,221,682	71,731,983	62,039,536	37,289,650	31,863,912	17,925,734	99.0	
21 岐 阜	249,893,149	245,264,339	74,572,936	58,344,243	46,916,789	31,904,769	16,915,453	98.1	
22 静 岡	490,230,679	483,849,829	124,072,602	148,491,325	85,713,143	54,253,984	38,591,827	98.7	
23 愛 知	1,241,337,020	1,227,508,460	314,174,341	402,405,412	256,556,167	116,383,637	60,711,133	98.9	
24 三 重	269,172,722	265,932,511	70,454,297	75,472,919	55,105,370	27,610,764	22,323,443	98.8	
25 滋 賀	173,366,945	170,038,221	54,359,502	53,129,274	20,730,528	18,160,136	13,086,519	98.1	
26 京 都	270,312,137	267,480,821	76,998,508	93,955,928	36,023,835	25,200,733	13,923,253	99.0	
27 大 阪	1,472,057,915	1,456,952,831	296,591,053	441,854,229	511,721,967	78,471,140	47,717,842	99.0	
28 兵 庫	720,916,553	710,644,900	207,025,964	167,282,762	190,899,390	61,698,470	39,369,345	98.6	
29 奈 良	122,514,901	120,029,890	52,727,272	22,600,736	14,275,350	15,218,603	6,865,276	98.0	
30 和 歌 山	95,141,829	93,677,219	29,997,598	21,995,099	18,485,189	11,147,411	5,842,284	98.5	
31 鳥 取	53,871,215	53,327,956	16,452,176	12,744,547	9,002,478	7,025,734	4,827,209	99.0	
32 島 根	68,870,033	68,381,128	20,643,318	17,124,240	12,275,718	8,155,625	5,248,800	99.3	
33 岡 山	237,507,894	234,419,472	54,762,144	57,424,255	62,910,086	25,676,873	19,827,412	98.7	
34 広 島	338,266,791	332,955,507	87,334,614	98,762,444	66,877,605	33,475,352	23,951,734	98.4	
35 山 口	181,131,637	179,080,975	46,391,676	44,054,362	47,258,199	17,893,647	13,872,498	98.9	
36 徳 島	78,999,274	78,112,905	24,499,719	20,523,918	12,283,317	10,192,292	5,687,457	98.9	
37 香 川	125,740,283	124,256,454	34,199,316	33,062,225	27,476,977	13,157,022	9,667,564	98.8	
38 愛 媛	149,779,088	148,452,486	42,042,383	39,043,854	30,932,882	15,679,949	10,488,441	99.1	
39 高 知	65,958,432	65,282,396	21,300,473	14,688,944	12,319,365	7,838,656	4,692,004	99.0	
40 福 岡	637,186,073	628,313,569	139,718,301	164,226,152	184,387,962	59,872,826	40,083,589	98.6	
41 佐 賀	90,132,289	89,155,505	24,316,173	20,823,156	14,934,793	10,334,728	9,302,323	98.9	
42 長 崎	122,722,985	121,211,454	39,442,600	28,235,980	25,687,929	12,960,135	7,364,361	98.8	
43 熊 本	163,235,734	160,868,515	40,916,941	42,045,351	27,744,233	22,025,951	15,123,330	98.5	
44 大 分	126,213,269	124,606,585	33,901,194	28,791,607	30,683,977	14,258,450	9,364,556	98.7	
45 宮 崎	102,498,582	101,256,578	29,730,092	24,437,506	17,725,473	13,315,612	9,373,600	98.8	
46 鹿 児 島	151,669,853	149,484,436	44,237,060	33,983,696	29,024,071	17,939,602	12,542,000	98.6	
47 沖 縄	132,239,763	131,067,723	39,182,543	33,837,115	24,293,886	14,568,386	7,937,705	99.1	
合 計	18,562,485,451	18,327,989,996	4,806,925,264	5,077,988,583	4,815,474,733	1,550,445,542	958,387,549	98.7	

(出所) 地方行財政調査会「2018年度道府県税決算見込額調(出納閉鎖日現在)」

市町別市町税及び市町交付金の状況

(単位:千円・%)

市町番号 市町名	歳入総額	市町税	市町交付金											個人県民税 徴収取扱費	合計	構成比
			税 交 付 金													
			構成比	県民税 利子割	県民税 配当割	県民税株 式等譲渡 所得割	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	県民税 所得割	地方 消費税	小計				
1 神戸市	816,166,200	300,900,698	36.9	523,585	1,568,697	1,242,947	361,805	1,762,156	6,425,088	4,395,517	28,274,176	44,553,971	2,429,436	46,983,407	34.4	
2 姫路市	208,224,585	96,205,981	46.2	157,018	470,590	373,277	47,639	567,476			9,778,848	11,394,848	786,449	12,181,297	8.9	
3 尼崎市	198,038,650	79,238,902	40.0	132,149	395,966	313,846		341,742			8,055,974	9,239,677	697,898	9,937,575	7.3	
4 明石市	110,408,643	42,554,235	38.5	88,440	265,101	210,391		216,694			4,890,985	5,671,611	450,020	6,121,631	4.5	
5 西宮市	173,128,564	86,895,805	50.2	213,319	639,021	506,060	136,086	362,246			7,927,772	9,784,504	773,212	10,557,716	7.7	
6 洲本市	25,085,521	6,015,498	24.0	10,553	31,639	25,121	27,789	79,265			801,427	975,794	67,529	1,043,323	0.8	
7 芦屋市	44,277,999	22,703,729	51.3	68,406	204,718	161,585	3,753	77,697			1,498,591	2,014,750	184,833	2,199,583	1.6	
8 伊丹市	71,110,653	30,797,137	43.3	62,333	186,791	148,099		144,603			3,323,309	3,865,135	303,315	4,168,450	3.1	
9 相生市	12,682,976	4,388,622	34.6	7,469	22,359	17,659	19,721	45,421			531,300	643,929	47,220	691,149	0.5	
10 豊岡市	47,050,856	10,029,857	21.3	18,130	54,303	42,979	11,594	159,809			1,502,931	1,789,746	129,779	1,919,525	1.4	
11 加古川市	80,440,454	40,004,447	49.7	78,314	234,532	185,547	22,503	250,003			4,451,842	5,222,741	408,522	5,631,263	4.1	
12 赤穂市	21,145,343	8,442,795	39.9	12,503	37,411	29,503	14,489	72,123			843,224	1,009,253	72,652	1,081,905	0.8	
13 西脇市	19,035,969	4,772,309	25.1	9,591	28,718	22,707	48,262	62,753			716,024	888,055	63,457	951,512	0.7	
14 宝塚市	76,462,712	35,375,816	46.3	93,462	279,878	221,377	170,051	175,757			3,484,277	4,424,802	365,696	4,790,498	3.5	
15 三木市	30,740,310	11,247,846	36.6	20,634	61,763	48,781	542,322	114,428			1,381,425	2,169,353	122,625	2,291,978	1.7	
16 高砂市	35,488,458	16,367,183	46.1	25,743	77,109	61,046		89,803			1,673,278	1,926,979	136,821	2,063,800	1.5	
17 川西市	56,773,751	19,511,169	34.4	51,564	154,436	122,217	105,453	139,300			2,424,126	2,997,096	239,361	3,236,457	2.4	
18 小野市	20,913,561	7,326,358	35.0	11,856	35,537	28,196	109,102	74,965			880,320	1,139,976	77,586	1,217,562	0.9	
19 三田市	35,991,569	17,577,837	48.8	41,365	123,845	97,889	102,560	141,849			1,888,484	2,395,992	184,685	2,580,677	1.9	
20 加西市	19,007,359	6,952,042	36.6	11,627	34,826	27,553	56,602	70,055			815,999	1,016,662	70,463	1,087,125	0.8	
21 篠山市	24,038,593	6,073,560	25.3	9,980	29,893	23,660	81,396	111,481			720,302	976,712	63,610	1,040,322	0.8	
22 養父市	18,855,666	2,430,982	12.9	4,971	14,880	11,742		67,404			426,719	525,716	35,731	561,447	0.4	
23 丹波市	40,166,858	8,105,280	20.2	14,818	44,400	35,177	16,763	156,337			1,159,237	1,426,732	101,176	1,527,908	1.1	
24 南あわじ市	26,568,151	5,764,033	21.7	10,755	32,254	25,633		129,505			822,273	1,020,420	71,239	1,091,659	0.8	
25 朝来市	21,131,740	4,411,010	20.9	6,803	20,368	16,085	13,947	83,786			561,799	702,788	46,873	749,661	0.5	
26 淡路市	28,122,993	5,254,878	18.7	9,306	27,953	22,334	8,225	110,898			761,075	939,791	68,167	1,007,958	0.7	
27 宍粟市	24,881,666	4,531,495	18.2	8,755	26,199	20,673	6,377	79,903			674,938	816,845	60,552	877,397	0.6	
28 加東市	19,671,876	7,010,734	35.6	10,328	30,972	24,603	306,359	76,609			771,377	1,220,248	66,366	1,286,614	0.9	
29 たつの市	36,646,547	10,927,221	29.8	19,580	58,670	46,497	15,374	119,107			1,384,191	1,643,419	118,432	1,761,851	1.3	
市計	2,342,258,223	901,817,459	38.5	1,733,357	5,192,929	4,113,184	2,228,172	5,883,175	6,425,088	4,395,517	92,426,223	122,397,545	8,243,705	130,641,250	95.6	
30 猪名川町	10,055,612	3,455,326	34.4	9,537	28,559	22,583	43,966	44,664			472,790	622,099	49,660	671,759	0.5	
31 多可町	13,448,024	2,050,618	15.2	4,553	13,637	10,795	21,507	55,297			367,201	472,990	32,787	505,777	0.4	
32 稲美町	10,906,764	4,452,261	40.8	8,095	24,230	19,129		47,994			568,498	667,946	48,900	716,846	0.5	
33 播磨町	13,356,890	5,483,649	41.1	8,973	26,885	21,298		30,589			562,984	650,729	50,483	701,212	0.5	
34 市川町	6,982,611	1,263,587	18.1	2,761	8,267	6,528	10,153	31,831			201,328	260,868	17,449	278,317	0.2	
35 福崎町	8,975,583	3,223,314	35.9	4,861	14,587	11,608	17,247	33,163			397,940	479,406	19,031	498,437	0.4	
36 神河町	10,196,954	1,854,447	18.2	2,533	7,591	6,007	9,224	29,853			188,050	243,258	31,673	274,931	0.2	
37 太子町	11,112,452	4,061,712	36.6	9,203	27,568	21,822	3,179	35,314			570,765	667,851	52,650	720,501	0.5	
38 上郡町	7,349,985	2,314,782	31.5	3,646	10,917	8,628	24,467	43,504			252,155	343,317	23,072	366,389	0.3	
39 佐用町	12,939,960	2,181,645	16.9	3,444	10,299	8,107	47,430	60,238			313,618	443,136	26,417	469,553	0.3	
40 香美町	15,089,017	1,718,258	11.4	3,446	10,323	8,171	33	46,755			319,735	388,463	27,151	415,614	0.3	
41 新温泉町	10,487,731	1,393,530	13.3	2,772	8,301	6,560	3,218	35,354			258,953	315,158	21,467	336,625	0.3	
町計	130,901,583	33,453,129	25.6	63,824	191,164	151,236	180,424	494,556			4,474,017	5,555,221	400,740	5,955,961	4.4	
果計	2,473,159,806	935,270,588	37.8	1,797,181	5,383,993	4,264,420	2,408,596	6,377,731	6,425,088	4,395,517	96,900,240	127,952,766	8,644,445	136,597,211	100.0	

(注) 1 市町税欄の構成比は、歳入総額に占める市町税の割合を示し、市町交付金合計欄の構成比は、市町交付金累計額に占める市町ごとの交付金額の割合を示す。

A 収入に関する調

A-1 県税及び地方譲与税決算額調

平成26年度合計		626,596,342	2,346,990	646,530,872,404	106.0	2,287,126	630,108,166,674	106.5
平成27年度合計		713,690,113	2,289,525	730,251,013,423	112.9	2,240,031	715,579,871,382	113.6
平成28年度合計		702,136,401	2,301,836	720,711,596,693	98.7	2,261,001	707,740,537,530	98.9
平成29年度合計		722,834,666	2,329,148	734,728,475,644	101.9	2,294,775	723,040,976,609	102.2
	計	716,909,716	2,341,714	725,187,512,847		2,311,808	714,915,859,344	
	計	233,214,028	166,629	240,661,952,394	88.9	164,178	232,247,961,296	89.0
	計	206,794,505	0	215,366,486,341	87.6	0	207,025,963,861	87.7
	計	23,377,450	149,616	22,349,771,911	102.9	147,165	22,276,303,293	102.9
	計	3,042,073	17,013	2,945,694,142	95.6	17,013	2,945,694,142	95.6
	計	153,831,543	150,623	152,466,310,305	106.6	148,036	152,145,861,939	106.7
	計	7,132,632	75,362	7,305,736,076	100.4	73,351	7,139,403,736	100.6
	計	146,698,911	75,261	145,160,574,229	106.9	74,685	145,006,458,203	107.0
	計	194,765,029	0	195,170,349,848		0	195,170,349,848	
	計	16,984,258	71,295	17,913,685,392	102.6	69,026	17,268,307,842	101.5
	計	5,210,985	4,669	5,229,778,356	98.3	4,668	5,229,780,234	98.3
	計	3,382,082	1,995	3,446,784,468	96.2	1,995	3,446,784,468	96.2
	計	8,323,234	183,071	8,291,900,200	105.1	183,071	8,291,831,700	105.1
	計	39,482,293	4,290	39,470,450,324	103.6	4,271	39,369,345,596	103.6
	計	61,669,282	1,758,603	62,489,081,087	100.6	1,736,032	61,698,469,421	100.8

